

茨城県における中小企業者のための 官公需確保対策等について

茨城県産業戦略部中小企業課

1 官公需契約実績（令和4年度）

（1）実績額（単位：百万円）

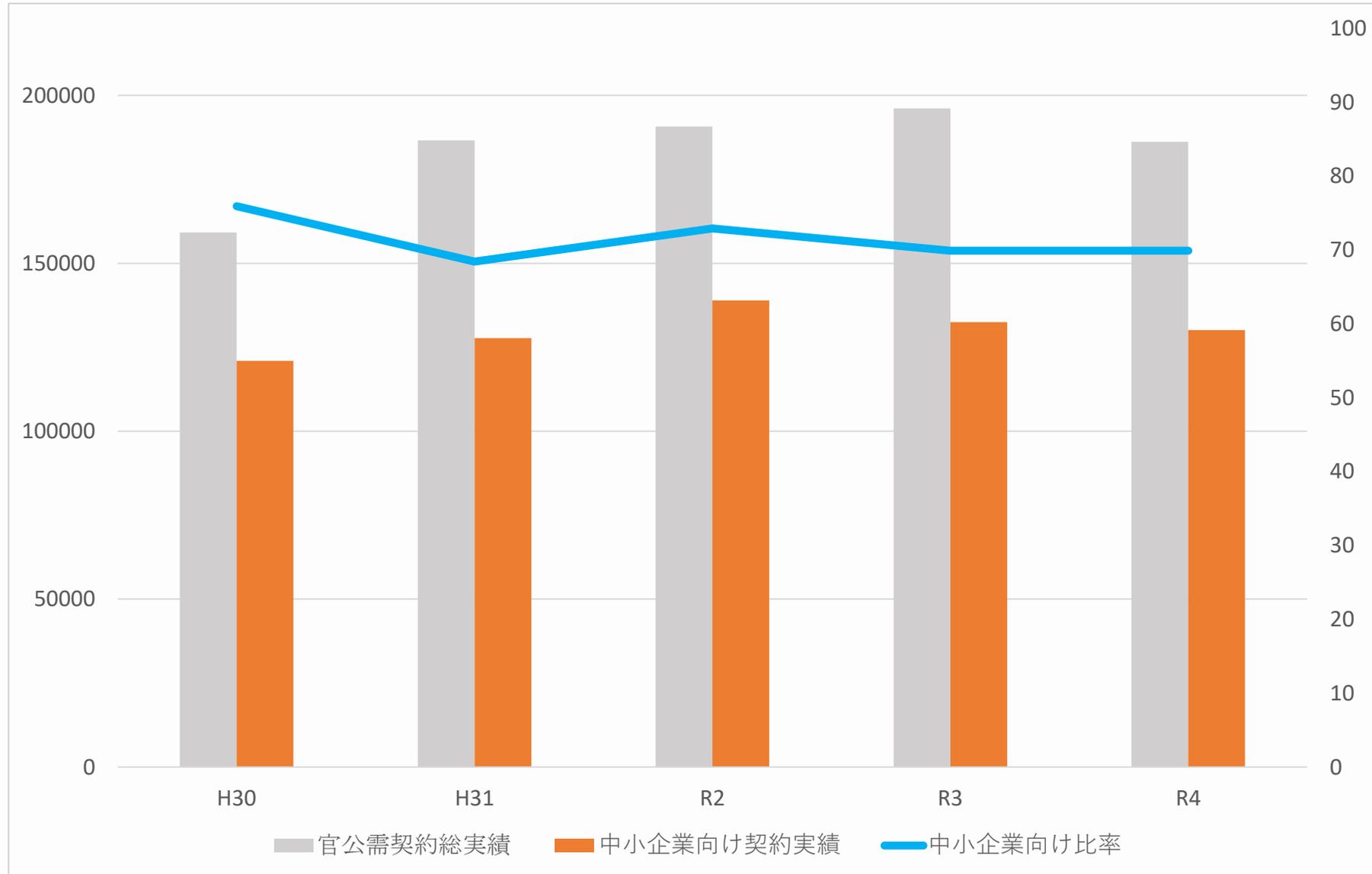
項目別	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
	官公需契約 総実績額	中小企業 実績額	県内中小企業 実績額	新規中小企業 実績額	県内新規 中小企業実績額
物件	15,271	8,983	6,987	122	81
工事	117,151	99,750	94,457	18	35
役務	53,740	21,364	15,253	221	113
計	186,162	130,096	116,697	361	229

（2）中小企業向け契約比率（単位：％）

項目別	B/A	D/A	C/A	E/A
	中小企業 契約比率	新規中小企業 契約比率	県内中小企業向 契約比率	県内新規中小企業 契約比率
物件	58.8	0.80	45.8	0.53
工事	85.1	0.02	80.6	0.03
役務	39.8	0.41	28.4	0.21
計	69.9	0.19	62.7	0.12

1 官公需契約実績（令和4年度）

（3）官公需契約実績の推移



1 官公需契約実績（令和4年度）

（4）官公需適格組合との契約実績（単位：百万円）

項目別	H30	R1	R2	R3	R4
物件	130	134	117	148	172
工事	396	190	309	441	532
役務	24	2	1	2	3
計	551	326	428	591	707

<県内の官公需適格組合（11組合）>

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① ひたちなか市ビル管理事業（協） | ⑦ 筑南総合建設（協） |
| ② 常陸太田市上下水道工事業（協） | ⑧ 茨城県県南造園土木（協業） |
| ③ 茨城県石油業（協） | ⑨ 総合開発（協） |
| ④ 茨城県南部生コンクリート（協） | ⑩ 県西建設業（協） |
| ⑤ 水戸市管工事業（協） | ⑪ 筑西自動車整備（協業） |
| ⑥ （協業）茨城中央ガス | |

2 茨城県の官公需施策

(1) 条例の制定による中小企業の受注機会の増大

- 本県では、平成16年に茨城県産業活性化推進条例を制定。
- 条例第13条において、中小企業の受注機会の増大について規定。

<茨城県産業活性化条例抜粋>

(目的)

第1条 この条例は、本県の産業の活性化に関し、基本理念及び基本方針等を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、産業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(中小企業の受注機会の増大)

第13条 県は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 茨城県の官公需施策

(2) 県機関、市町村への周知・要請

- 価格転嫁の促進に向けた取組を含む、国等の契約の基本方針に準じた措置の実施について、県全所属及び県内市町村に対し周知するとともに、配慮を要請（R6.5）
- 官公需印刷物の入札・契約に関する知的財産権等の取扱いについて、県全所属及び県内市町村に対し周知するとともに、配慮を要請（R5.11）

(3) ベンチャー企業向けの認定制度の創設 (茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度)

- ベンチャー企業に特化し、地方自治法に基づく認定制度を創設（R6.3）
- 認定された事業者は県との随意契約が可能
- 9事業者（10商品・サービス）が認定済み（R6.7現在）
 - ▶ 音声認識とAIを活用した会話視覚化サービス、水中ドローン、防錆・資材補強塗料 等

2 茨城県の官公需施策

(4) 基本方針に基づく県の主な取組

中小企業等が受注しやすい発注とする工夫

- 総合評価落札方式の活用
- 適切な納期・工期、納入条件等の設定
- 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- 調達手続の簡素・合理化 等

中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- 技術力のある中小企業等に対する受注機会の増大
- 地域の中小企業・小規模事業者の積極活用
- 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- 外注における地域の中小企業等の活用等の周知 等

ダンピング防止、円滑適正な転嫁等の推進

- ダンピング防止対策に係る周知
- 適切な予定価格の作成
- 低入札価格調査制度の適切な活用
- 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
- 労務費、原材料費、ITコスト上昇への対応 等

新規中小企業者及び組合の活用

- 新規中小企業者への配慮
- 事業協同組合等の受注機会の拡大
- 官公需適格組合の活用 等

3 石油組合等に係る受注機会の増大に向けた対応状況

- 茨城県と茨城県石油業協同組合は、災害時の支援協力に関する協定を締結。
- 本県では国等の契約の基本方針を踏まえ、平時の公用車燃料の供給について、同組合を活用。
- 県内市町村に対しては、中小石油販売業者に対する配慮を含む国等の基本方針について周知・要請（R6.5）

（7）中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記2（2）①に掲げる分離・分割発注を行うこと。